

○防衛省告示第百八十一号
 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年十月十六日から施行する。

令和五年九月二十六日
 陸上自衛隊北恵庭駐屯地

防衛大臣 木原 稔

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	柏木町五百三十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	柏木町及び幸町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	柏木町、（次の図面に示す部分に限る。）、 二丁目、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 及び五丁目、北柏木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 幸町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに文京町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交差点）の昭和三十五年法律（昭和三十五年法律）第二十条第一号に規定する道路をいう（以下同じ）の区域のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊幌別駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	北海道登別市	緑町三丁目一番地
	対象防衛関係施設の区域	北海道登別市	緑町（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道登別市	青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、川上町（次の図面に示す部分に限る。）、 三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 及び五丁目、大和町（次の図面に示す部分に限る。）、 及び若山町（次の図面に示す部分に限る。）
陸上自衛隊函館駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	北海道函館市	広野町六番十八
	対象防衛関係施設の区域	北海道函館市	広野町（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道函館市	柏木町、金堀町、駒場町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、 乃木町、広野町及び湯浜町（次の図面に示す部分に限る。）
陸上自衛隊土浦駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿百二十一番地一
	対象防衛関係施設の区域	茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見、大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 陸上自衛隊東立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都立川市	栄町一丁目二番地の十
対象防衛関係施設の区域	東京都国立市	北三丁目(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都国立市	西町二丁目(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都国立市	曙町三丁目及び栄町一丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都国立市	北二丁目及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都国立市	西町一丁目から三丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都国立市	曙町三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、栄町一丁目、二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都立川市	曙町三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、栄町一丁目、二丁目及び高松町二丁目(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設設置の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 陸上自衛隊久里浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	久比里二丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	久比里二丁目、長瀬一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	久比里一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、及び二丁目、久里浜五丁目から七丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、久里浜台一丁目及び二丁目、光風台(次の図面に示す部分に限る。)、及び三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、西浦賀三丁目及び五丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、南浦賀(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

十一 陸上自衛隊新発田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新発田市	大手町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、二丁目、三丁目、四丁目(次の図面に示す部分に限る。)、五丁目、及び六丁目、城北町一丁目、二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、及び五丁目(次の図面に示す部分に限る。)、中曽根町一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、西園町一丁目、及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設設置の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊北富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	山梨県南都留郡忍野村	忍草三千九十三番地
対象防衛関係施設の区域	山梨県南都留郡忍野村	忍草(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山梨県南都留郡忍野村	忍草(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

十三 陸上自衛隊富士駐屯地

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	静岡県駿東郡小 山町	須走(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 の区域	静岡県駿東郡小 山町	須走(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	静岡県駿東郡小 山町	須走(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	静岡県御殿場市	中畑二千九十二番地二
対象防衛関係施設 の区域	静岡県御殿場市	中畑(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	静岡県御殿場市	中畑(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 陸上自衛隊板妻駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	静岡県御殿場市	板妻四十番地一
対象防衛関係施設 の区域	静岡県御殿場市	板妻(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	静岡県御殿場市	板妻、神場及び保土沢(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 陸上自衛隊春日井野屯地

対象防衛関係施設 の所在地	愛知県春日井市	西山町無番地
対象防衛関係施設 の区域	愛知県春日井市	西山町及び桃山町(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	愛知県春日井市	西山町及び桃山町(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 陸上自衛隊久居駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	三重県津市	久居新町九百七十五番地
対象防衛関係施設 の区域	三重県津市	久居新町及び久居野村町(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	三重県津市	久居新町、久居野村町、久居野口町及び久居野村町(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

十八 陸上自衛隊今津駐屯地

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
一	側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
二	側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	滋賀県高島市	今津町今津平郷国有地
対象防衛関係施設 の区域	滋賀県高島市	今津町今津及び今津町大供（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	滋賀県高島市	今津町今津、今津町大供及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

十九 陸上自衛隊福知山駐屯地

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
一	側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
二	側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	京都府福知山市	天田無番地
対象防衛関係施設 の区域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	京都府福知山市	字天田（次の図面に示す部分に限る。）、字岡（次の図面に示す部分に限る。）、旭が丘（次の図面に示す部分に限る。）、字堀（次の図面に示す部分に限る。）、駅南町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘町並びに南岡町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二十 陸上自衛隊信太山駐屯地

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
一	側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
二	側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	大阪府和泉市	伯太町官有地
対象防衛関係施設 の区域	大阪府和泉市	黒鳥町及び伯太町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	大阪府和泉市	尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町一丁目から黒鳥町四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、伯太町、伯太町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに府中町（次の図面に示す部分に限る。）

二十 陸上自衛隊米子駐屯地

備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
一	側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
二	側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	鳥取県米子市	両三柳二千六百三番地
対象防衛関係施設 の区域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間うち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 陸上自衛隊別府駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	大分県別府市	大字鶴見四千五百四十八番地百四十三
対象防衛関係施設 の区域	大分県別府市	大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	大分県別府市	扇山、大字鶴見、大字南立石、竹の内及び堀田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七 陸上自衛隊玖珠駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	大分県玖珠郡玖珠町	大字帆足二千四百九十四番地
対象防衛関係施設 の区域	大分県玖珠郡玖珠町	大字綾垣、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	大分県玖珠郡玖珠町	大字綾垣、大字太田、大字帆足、大字森及び大字四日市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八 陸上自衛隊えびの駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	宮崎県えびの市	大字大河平四千四百五十五番地一
対象防衛関係施設 の区域	宮崎県えびの市	大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	宮崎県えびの市	大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 陸上自衛隊都城駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	宮崎県都城市	久保原町一街区十二号
対象防衛関係施設 の区域	宮崎県都城市	久保原町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	宮崎県都城市	久保原町、鷹尾三丁目から五丁目まで、南鷹尾町及び荻原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十 陸上自衛隊国分駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目四番十四号
対象防衛関係施設 の区域	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	鹿児島県霧島市	国分広瀬一丁目から三丁目まで、国分福島一丁目及び二丁目並びに準人町住吉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一 海上自衛隊小月航空基地小月射撃場

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	大字松屋
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯三十四度四分二十秒、東経百三十一度三分五十七秒の点 二 北緯三十四度四分二十秒、東経百三十一度四分十七秒の点 三 北緯三十四度四分六秒、東経百三十一度四分二十七秒の点 四 北緯三十四度三分四十二秒、東経百三十一度四分四秒の点 五 北緯三十四度三分四十四秒、東経百三十一度三分四十二秒の点 六 北緯三十四度三分五十八秒、東経百三十一度三分三十九秒の点
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設設置の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

三十二 海上自衛隊千足地区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	千足町九番九号
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	千足町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	稲荷町、新港町、千足町、福石町及び三浦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設設置の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

三十二 海上自衛隊大波射撃場

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字大波
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十五度二十四分五十四秒の点 二 北緯三十五度三十分四十四秒、東経百三十五度二十四分五十七秒の点 三 北緯三十五度三十分十一秒、東経百三十五度二十四分三十一秒の点 四 北緯三十五度三十分八秒、東経百三十五度二十四分九秒の点 五 北緯三十五度三十分二十三秒、東経百三十五度二十四分五十九秒の点 六 北緯三十五度三十分四十一秒、東経百三十五度二十四分六秒の点 七 北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十五度二十四分二十六秒の点
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設設置の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

三十四 海上自衛隊舞鶴教育隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字泉源寺小字知中百七十五番二
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字泉源寺（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字市場、字大波下、字泉源寺、字浜及び字溝尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三十五 海上自衛隊芦崎訓練場

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十六 海上自衛隊第一術科学校長浜射撃場

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十七 航空自衛隊三沢基地四川目訓練場

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

三十八 航空自衛隊小牧基地笠原訓練場

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

Table with 2 columns: 対象防衛関係施設の所在地, 対象防衛関係施設の区域

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十九 航空自衛隊高蔵寺分屯基地飛地地区

陸上自衛隊北富士駐屯地	北富士駐屯地司令	対象施設の管理者	防衛大臣 木原 稔
陸上自衛隊新発田駐屯地	新発田駐屯地司令		
陸上自衛隊久里浜駐屯地	久里浜駐屯地司令		
陸上自衛隊東立川駐屯地	東立川駐屯地司令		
陸上自衛隊三宿駐屯地	三宿駐屯地司令		
陸上自衛隊大宮駐屯地	大宮駐屯地司令		
陸上自衛隊新町駐屯地	新町駐屯地司令		
陸上自衛隊土浦駐屯地	土浦駐屯地司令		
陸上自衛隊函館駐屯地	函館駐屯地司令		
陸上自衛隊幌別駐屯地	幌別駐屯地司令		
陸上自衛隊南恵庭駐屯地	南恵庭駐屯地司令		
陸上自衛隊北恵庭駐屯地	北恵庭駐屯地司令		

〇防衛省告示第百八十二号
 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則
 (令和元年防衛省令第三号) 第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和五年
 十月六日から施行する。

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる
 区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも
 一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施
 設周辺地域に含まれるものとする。
 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に
 掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域
 及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊富士駐屯地	富士駐屯地司令
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	滝ヶ原駐屯地司令
陸上自衛隊板妻駐屯地	板妻駐屯地司令
陸上自衛隊春日井駐屯地	春日井駐屯地司令
陸上自衛隊久居駐屯地	久居駐屯地司令
陸上自衛隊今津駐屯地	今津駐屯地司令
陸上自衛隊福知山駐屯地	福知山駐屯地司令
陸上自衛隊信太山駐屯地	信太山駐屯地司令
陸上自衛隊米子駐屯地	米子駐屯地司令
陸上自衛隊山口駐屯地	山口駐屯地司令
陸上自衛隊小倉駐屯地	小倉駐屯地司令
陸上自衛隊対馬駐屯地	対馬駐屯地司令
陸上自衛隊大村駐屯地	大村駐屯地司令
陸上自衛隊別府駐屯地	別府駐屯地司令
陸上自衛隊玖珠駐屯地	玖珠駐屯地司令
陸上自衛隊えびの駐屯地	えびの駐屯地司令
陸上自衛隊都城駐屯地	都城駐屯地司令
陸上自衛隊国分駐屯地	国分駐屯地司令
海上自衛隊小月航空基地小月射撃場	小月教育航空群司令
海上自衛隊千尽地区	佐世保地方総監
海上自衛隊大波射撃場	舞鶴地方総監
海上自衛隊舞鶴教育隊	舞鶴地方総監
海上自衛隊芦崎訓練場	大湊地方総監
海上自衛隊第一術科学校長浜射撃場	海上自衛隊第一術科学校長
航空自衛隊三沢基地四川目訓練場	三沢基地司令
航空自衛隊小牧基地笠原訓練場	小牧基地司令
航空自衛隊高蔵寺分屯基地飛地地区	高蔵寺分屯基地司令